

## 補助金事業等収益明細書

(自)平成29年4月1日 (至)平成30年3月31日

社会福祉法人名 社会福祉法人 光有福祉会

(単位 円)

交付団体及び交付の目的	区分	交付金額	補助金事業に係る利用者からの収益	交付金額等合計	うち国庫補助金等特別積立金積立額	交付金額等合計の拠点区分ごとの内訳		
						本部	子どものその保育園	
京都市 給与基金配分金	保育事業	13,473,000		13,473,000			13,473,000	
京都市 定員弾力化対策費		121,100		121,100			121,100	
京都市 通勤手当助成金		630,537		630,537			638,067	
京都市 嘱託医手当助成金		145,315		145,315			141,315	
京都市 障害児統合保育対策費		720,000		720,000			720,000	
京都市 1歳児加配対策費		89,880		89,880			89,880	
京都市 人材確保基盤強化支援事業		1,530,000		1,530,000			1,530,000	
京都市 人材確保基盤強化支援事業		△ 663,383		△ 663,383			△ 663,383	
京都市 実費徴収補足給付事業		24,320		24,320			24,320	
区分小計		16,070,769	0	16,070,769	0	0	16,074,299	
京都市 人材確保基盤強化支援事業	施設	663,383		663,383	663,383		663,383	
区分小計		663,383	0	663,383	663,383	0	663,383	
区分小計		0	0	0	0	0	0	
合計		16,734,152	0	16,734,152	1,326,766	0	16,737,682	

- (注) 1. 区分欄には、介護保険事業の補助金事業収益の場合は「介護事業」、老人福祉事業の補助金事業収益の場合は「老人事業」、児童福祉事業の補助金事業収益の場合は「児童事業」、保育事業の補助金事業収益の場合は「保育事業」、障害福祉サービス等事業の補助金事業収益の場合は「障害事業」、生活保護の補助金事業収益の場合は「生活保護事業」、医療事業の補助金事業収益の場合は「医療事業」、〇〇事業の補助金事業収益の場合は「〇〇事業」、借入金利息補助金収益の場合は「利息」、施設整備等補助金収益の場合は「施設」、設備資金借入金元金償還補助金の収益の場合は「償還」と補助金の種類が分かるように記入すること。
2. 「交付金額等合計」の「区分小計」欄は事業活動計算書の勘定科目の金額と一致するものとする。  
また、「交付金額等の合計の拠点区分ごとの内訳」の「区分小計」欄は、拠点区分事業活動計算書の勘定科目の金額と一致するものとする。

## 事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書

(自)平成29年4月1日 (至)平成30年3月31日

社会福祉法人名 社会福祉法人 光有福祉会

## 1) 事業区分間繰入金明細書

繰入元	事業区分名	繰入金の財源(注)	金額	使用目的等
	繰入先			
計			0	

(単位:円)

(注)繰入金の財源には、介護保険収入、運用収入、前期末支払資金残高等の別を記入すること。

## 2) 拠点区分間繰入金明細書

繰入元	事業区分名	繰入金の財源(注)	金額	使用目的等
	繰入先			
子どものその保育園	本部	前期末支払資金残高	15,864	法人本部の諸費の補充
計			15,864	

(単位:円)

(注)繰入金の財源には、介護保険収入、運用収入、前期末支払資金残高等の別を記入すること。

## 基本金明細表

(自)平成29年4月1日 (至)平成30年3月31日

社会福祉法人名 社会福祉法人 光有福祉会

(単位 円)

区分並びに組入れ及び 取崩しの事由	合 計	各拠点区分ごとの内訳	
		本 部	子どものその保育園
前期繰越額	27,160,355	0	27,160,355
第一号基本金	27,160,355	0	27,160,355
第二号基本金	0		
第三号基本金	0		
第一号基本金			
当期組入額			
計	0	0	0
当期取崩額			
計	0	0	0
第二号基本金			
当期組入額			
計	0	0	0
当期取崩額			
計	0	0	0
第三号基本金			
当期組入額			
計	0	0	0
当期取崩額			
計	0	0	0
当期末残高	27,160,355	0	27,160,355
第一号基本金	27,160,355	0	27,160,355
第二号基本金	0	0	0
第三号基本金	0	0	0

(注) 1. 「区分並びに繰入れ及び取崩の事由」の欄に該当する事項がない場合には、記載を省略する。

2. ①第一号基本金とは、注解(注12)(1)に規定する基本金をいう。

②第二号基本金とは、注解(注12)(2)に規定する基本金をいう。

③第三号基本金とは、注解(注12)(3)に規定する基本金をいう。

3. 従前及び今回の改正において特例により第一号基本金・第二号基本金の内訳を示していない法人では、合計額のみを記載するものとする。

## 国庫補助金等特別積立金明細表

(自)平成29年4月1日 (至)平成30年3月31日

社会福祉法人名 社会福祉法人 光有福祉会

区分並びに積立て及び取崩の事由	補助金の種類			合計	各拠点区分の内訳	
	国庫補助金	地方公共団体補助金	その他の団体からの補助金		本部	子どものその保育園
前期繰越額				18,517,384	0	18,517,384
民間社会福祉施設サービス向上補助金備品対応		663,383		663,383		663,383
当期積立額				663,383	0	663,383
当期取崩額				1,741,965		1,741,965
当期取崩額合計				1,741,965	0	1,741,965
当期末残高				17,438,802	0	17,438,802

(注) サービス活動費用の控除項目として計上する取崩額には、国庫補助金等特別積立金の対象となった固定資産の減価償却相当額等の取崩額を記入し、特別費用の控除項目として計上する取崩額には、国庫補助金等特別積立金の対象となった固定資産が売却または廃棄された場合の取崩額を記入する(注解(注10)参照)。